

令和7年度
財政援助団体等監査
結果報告書

武蔵村山市監査委員

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

| 公の施設 | 指定管理者 | 所管部課 |
|-------------------------|--------------------|----------------|
| 武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター | 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会 | 健康福祉部 障害福祉課 |

3 監査の範囲

令和6年度の公の施設の指定管理に係る事務の執行

4 監査の期間

令和7年9月1日（月）から令和7年11月26日（水）まで

5 監査の方法

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管部課

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は生かされているか。

イ 協定書の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者に対する指揮監督は適切に行われているか。

エ 業務の履行確認は業務確認書によりなされているか。

(2) 指定管理者

ア 施設の運営管理は適切に行われているか。

イ 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。

ウ 会計処理は適切に行われているか。

エ 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。

オ 利用促進のための努力はなされているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

高 橋 弘 志

第2 監査の結果

1 監査の結果

公の施設の管理、業務の履行及び会計経理に関する事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 健康福祉部障害福祉課

ア 概要について

身体障害者福祉センターの設置目的、役割等について、関係職員から説明を聴取した。

イ 選定等について

指定管理者の選定経過、指定管理者との協定内容、指定管理料の算定等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 業務実績等について

指定管理業務総括評価結果について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理、指導されている。

エ その他について

要望、苦情等への対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、特に要望・苦情はないとのことであった。

(2) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会

ア 概要について

施設概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 決算状況について

令和6年度決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に処理されている。

エ 利用促進について

利用促進の取組について、関係職員から説明を聴取したところ、利用促進に向け、様々な取組をしている。

オ 業務実績について

業務報告書について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

カ 物品管理について

備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

キ その他について

要望、苦情等への対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、苦情等については、誠実に対応している。

2 要望等

(1) 健康福祉部障害福祉課

今後も、指定管理者制度を導入した目的、趣旨に沿った管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会

今後も、引き続き、身体障害者に関する相談に応じ、機能訓練、教養の向上、社会との交流促進、レクリエーションの機会などを総合的に提供する施設として、適正な管理運営を行い、事業の推進に努めていただきたい。

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

| 公の施設 | 指定管理者 | 所管部課 |
|---------------------------------|------------------------|----------------|
| 武蔵村山市民総合センター障害者 地域自立生活支援センター | 社会福祉法人武蔵村山市 社会福祉協議会 | 健康福祉部 障害福祉課 |

3 監査の範囲

令和6年度の公の施設の指定管理に係る事務の執行

4 監査の期間

令和7年9月1日（月）から令和7年11月26日（水）まで

5 監査の方法

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管部課

- ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- イ 協定書の締結は適正に行われているか。
- ウ 指定管理者に対する指揮監督は適切に行われているか。
- エ 業務の履行確認は業務確認書によりなされているか。

(2) 指定管理者

- ア 施設の運営管理は適切に行われているか。
- イ 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。
- ウ 会計処理は適切に行われているか。
- エ 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- オ 利用促進のための努力はなされているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

高 橋 弘 志

第2 監査の結果

1 監査の結果

公の施設の管理、業務の履行及び会計経理に関する事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 健康福祉部障害福祉課

ア 概要について

障害者地域自立生活支援センターの設置目的、役割等については、関係職員から説明を聴取した。

イ 選定等について

指定管理者の選定経過、指定管理者との協定内容、指定管理料の算定等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 業務実績等について

指定管理業務総括評価結果について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理、指導されている。

エ その他について

要望、苦情等への対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、特に要望・苦情はないとのことであった。

(2) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会

ア 概要について

施設概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 決算状況について

令和6年度決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に処理されている。

エ 利用促進について

利用促進の取組について、関係職員から説明を聴取したところ、利用促進に向け、様々な取組をしている。

オ 業務実績について

業務報告書について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

カ 物品管理について

備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

キ その他について

要望、苦情等への対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、特に要望・苦情はないとのことであった。

2 要望等

(1) 健康福祉部障害福祉課

今後も、指定管理者制度を導入した目的、趣旨に沿った管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会

今後も、引き続き、障害のある方が地域で自立した生活を送れるよう、相談対応や情報提供を行うとともに、地域交流の機会を提供する施設として、適正な管理運営を行い、事業の推進に努めていただきたい。

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

| 公の施設 | 指定管理者 | 所管部課 |
|-----------------------------|-----------|----------------|
| 武蔵村山市民総合センター精神障害者地域活動支援センター | 医療法人社団円祐会 | 健康福祉部 障害福祉課 |

3 監査の範囲

令和6年度の公の施設の指定管理に係る事務の執行

4 監査の期間

令和7年9月1日（月）から令和7年11月26日（水）まで

5 監査の方法

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管部課

- ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- イ 協定書の締結は適正に行われているか。
- ウ 指定管理者に対する指揮監督は適切に行われているか。
- エ 業務の履行確認は業務確認書によりなされているか。

(2) 指定管理者

- ア 施設の運営管理は適切に行われているか。
- イ 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。
- ウ 会計処理は適切に行われているか。
- エ 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- オ 利用促進のための努力はなされているか。

- 7 監査を実施した監査委員
乃 一 祐 太
高 橋 弘 志

第2 監査の結果

1 監査の結果

公の施設の管理、業務の履行及び会計経理に関する事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 健康福祉部障害福祉課

ア 概要について

精神障害者地域活動支援センターの設置目的、役割等について、関係職員から説明を聴取した。

イ 選定等について

指定管理者の選定経過、指定管理者との協定内容、指定管理料の算定等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 業務実績等について

指定管理業務総括評価結果について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理、指導されている。

エ その他について

要望、苦情等への対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、特に要望・苦情はないとのことであった。

(2) 医療法人社団円祐会

ア 概要について

施設概要等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に管理されている。

イ 事業について

事業内容、管理運営状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

ウ 決算状況について

令和6年度決算状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に処理されている。

エ 利用促進について

利用促進の取組について、関係職員から説明を聴取したところ、利用促進に向け、様々な取組をしている。

オ 業務実績について

業務報告書について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

カ 物品管理について

備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

キ その他について

要望、苦情等への対応状況について、関係職員から説明を聴取したところ、特に要望・苦情はないとのことであった。

2 要望等

(1) 健康福祉部障害福祉課

今後も、指定管理者制度を導入した目的、趣旨に沿った管理、指導を適切に行っていただきたい。

(2) 医療法人社団円祐会

今後も、引き続き、精神に障害のある方に創作的活動の機会を提供し、及び社会との交流場所となる施設として、適正な管理運営を行い、事業の推進に努めていただきたい。